

国際交流基金関西国際センター設立25周年記念シンポジウム
「外国人材の受け入れ・共生のための日本語教育支援
—海外での支援から国内へ—」

事業全体の概要

令和5年3月11日
国際交流基金日本語第2事業部

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：123,679人（令和4年11月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：8人（令和4年11月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、
(12分野) 造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

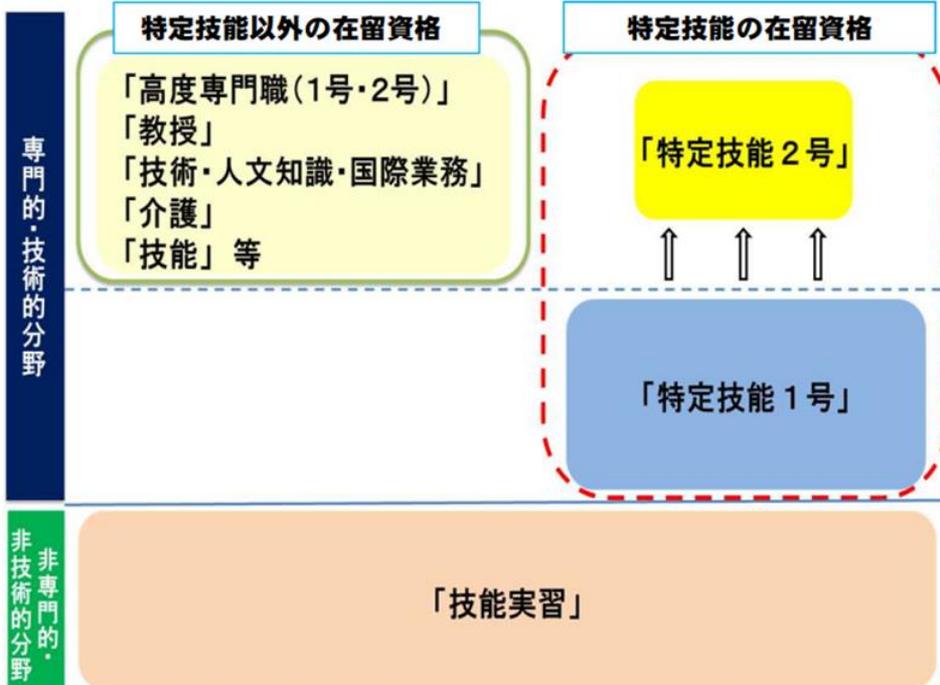
特定技能1号のポイント

在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	<u>生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認</u> （技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定・令和4年4月26日一部変更）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

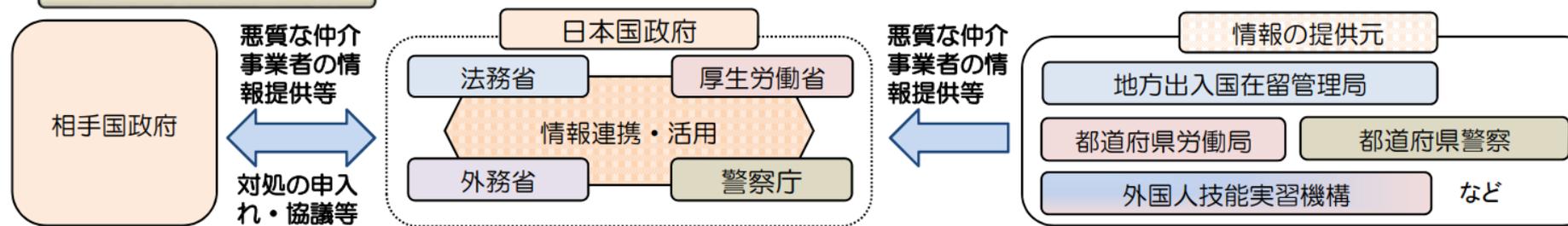
総合的対応策（令和4年度改訂）（令和4年6月14日関係閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（15か国）

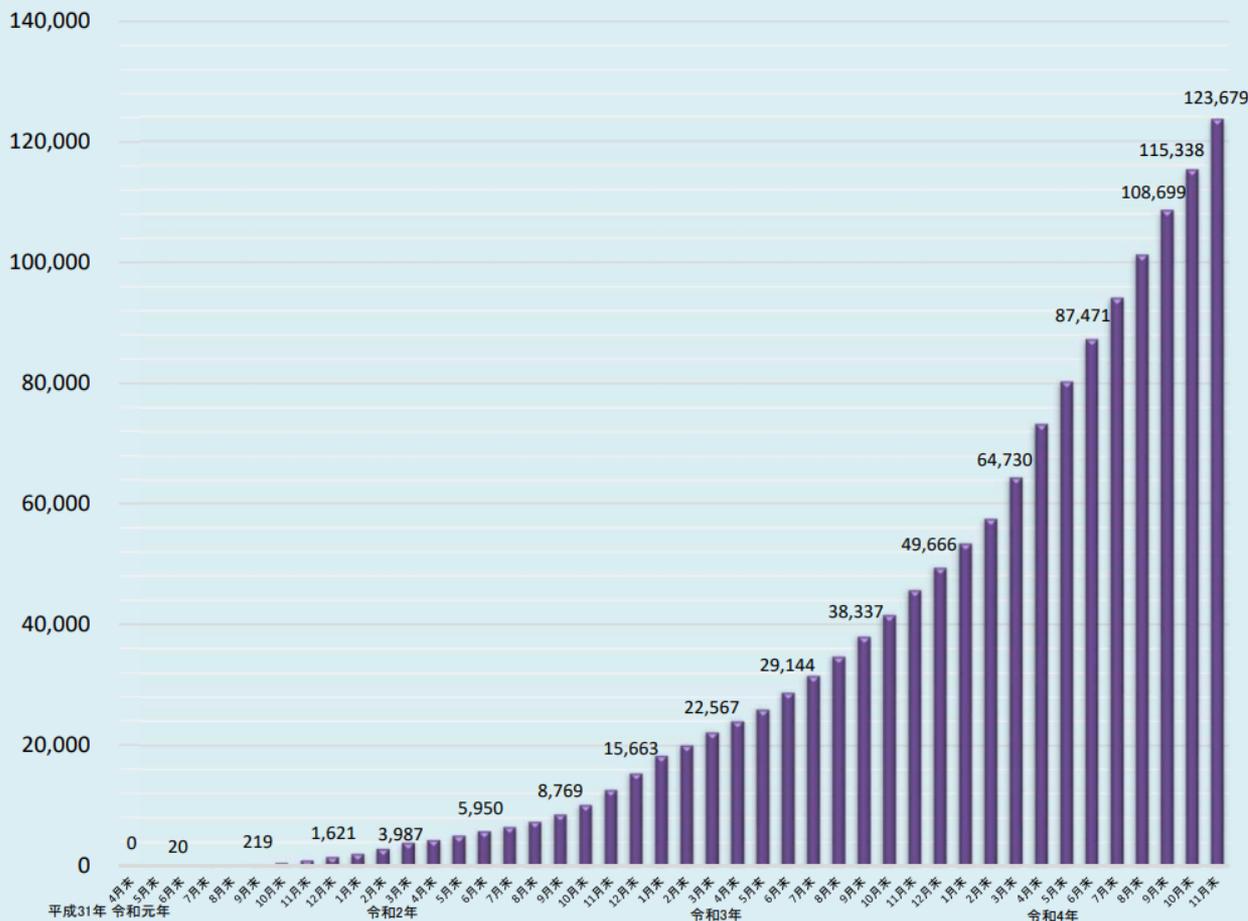
（令和4年7月28日現在）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）、スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）、ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）、マレーシア（R4.5.26）、ラオス（R4.7.28）

特定技能在留外国人数(令和4年11月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数

123,679人



分野	人数
介護	15,092人
ビルクリーニング	1,692人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	26,183人
建設	12,002人
造船・船用工業	4,337人
自動車整備	1,594人
航空	125人
宿泊	192人
農業	15,675人
漁業	1,565人
飲食料品製造業	40,578人
外食業	4,644人

特定技能2号在留外国人数

分野	人数
建設	8人

① 海外の日本語教育環境の整備

日本語教師・機関・制度づくり
を支援する

1. 日本語専門家の海外派遣

2. 日本語教師を対象にした研修の実施

3. 日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援

4. 日本語教育・学習の奨励

5. EPA に基づく訪日前日本語研修の実施

6. 「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」による日本語パートナーズ派遣事業の実施

② 日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供

世界の学習者が利用できる
共通基盤をつくる

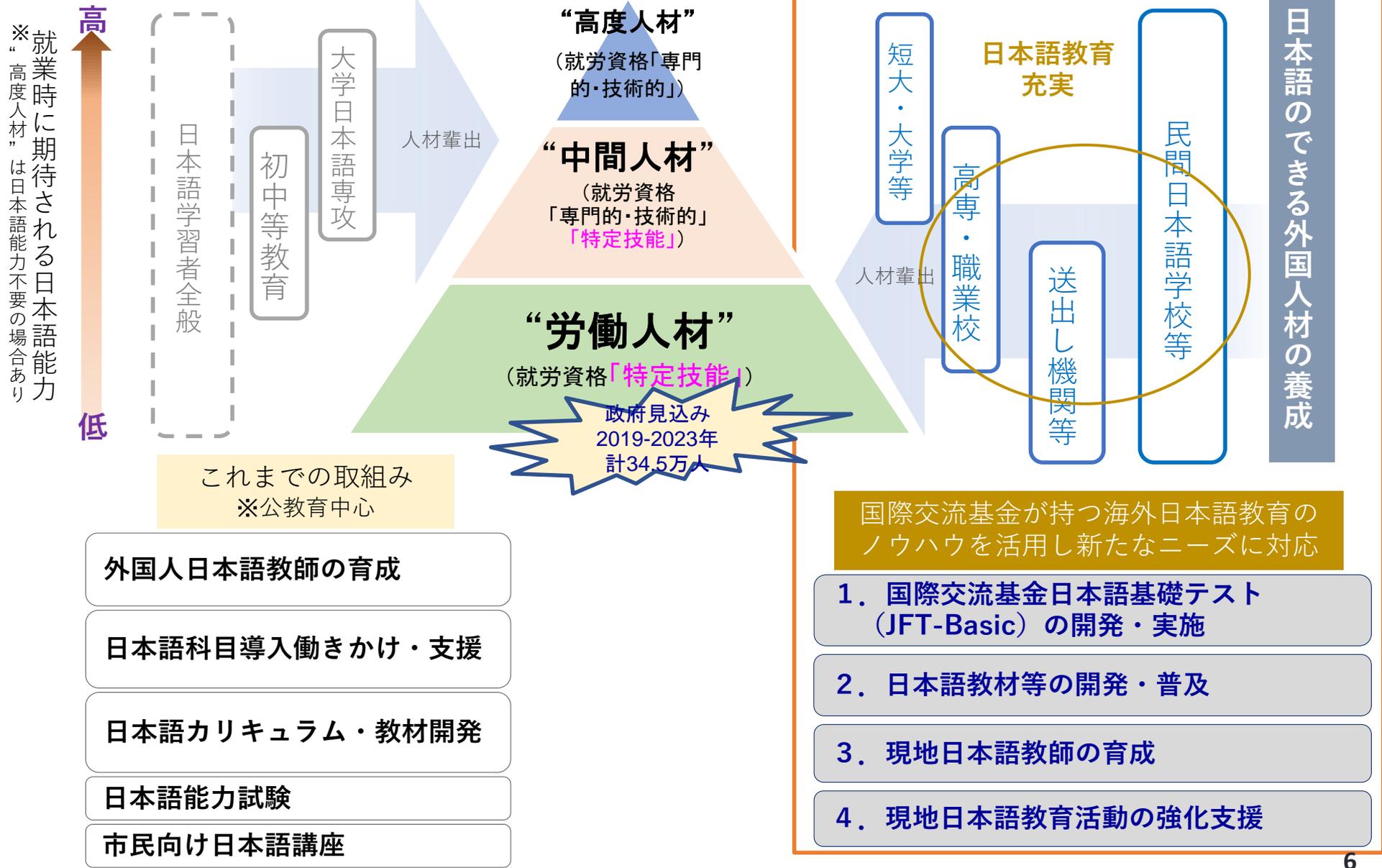
7. 日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

8. 日本語能力評価のための試験の実施

9. オンライン日本語学習プラットフォームの運営

10. 海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

一定の日本語運用力をもった人材輩出への寄与



2018年

6月 ・経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2018
「4. 新たな外国人材の受入れ」

12月 ・入管法改正
在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設
・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

2019年

4月 ・JF内に日本語第2事業部、関西国際センターメディア
開発チーム設置により外国人材向け日本語教育事業
を本格開始

・JFT-Basic、フィリピンで開始

10月 ・JFT-Basic、インドネシア他計4か国で開始

- 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- 4 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

【具体的施策】

- 日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、独立行政法人国際交流基金において、日本語能力試験（J L P T）の開発・実施で培った知見を活用して新たに開発したC B T（Computer Based Testing）形式による「国際交流基金日本語基礎テスト（J F T - Basic）」を、技能試験の実施状況や人材受入れのニーズ等を踏まえ実施を推進する。〔外務省〕《施策番号9》
- 「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、独立行政法人国際交流基金が作成した、言語教育・評価の国際標準に準拠した「J F 日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材「いろいろ 生活の日本語」の開発及び普及を進める。〔外務省〕《施策番号10》
- 現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本から日本語教育の専門家を派遣し、開発したカリキュラムと教材を活用しつつ、効率的・効果的な日本語教育活動が可能な現地教師の育成を進める。〔外務省〕《施策番号11》
- 各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対して支援（教材調達、教師の確保等）するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、日本人支援要員を養成・派遣し教育機関への巡回指導・支援を進める。〔外務省〕《施策番号12》

1. 国際交流基金
日本語基礎テスト
(JFT-Basic)の開発・実施

2. 日本語教材等の
開発・普及

4つの柱

3. 現地日本語教師
の育成

4. 現地日本語教育
活動の強化支援

人材の受入促進に関する主な課題

- 日本語能力を有する外国人材の不足
- 日本語を教える教師の不足
- 簡便な日本語能力判定試験の不在



国際交流基金の海外日本語教育ノウハウを活用し、日本と海外を繋ぐ施策パッケージを展開。日本語コミュニケーション力を向上させ・測定し、求める外国人材の安定供給を後押し

4. 現地日本語教育活動の強化支援

教材調達、教師の確保等の経費支援

中国、モンゴル、インドネシア、ミャンマー、タイ、カンボジア、ベトナム、フィリピン、ネパール等を対象として、2019年、JFは新たな取組みを開始



3. 現地日本語教師の育成

日本語専門家等による現地教師への巡回指導・セミナー実施、訪日研修



1. 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の開発・普及



2. 日本語教材・カリキュラムの開発・普及

テスト向け学習に役立つ、日本での生活・就労のためのJFSに基づく教材の開発、提供

- 「いろいろ」初級編1・2、入門編をwebで無料公開
- 「いろいろ日本語オンラインコース」初級1・2、入門編を無料開講

日本語専門家、日本人支援要員「生活日本語コーディネーター」を各海外事務所に派遣

